



弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル9階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ -

第35号 (平成25年5月8日号)

あなたが裁判員に選ばれるまで

1 裁判員候補者名簿は、年1回作成されます。

日本全国には都道府県ごとに地方裁判所がありますが、それぞれの地方裁判所では、毎年、選挙権を持つ人の中から、くじ引きで裁判員候補者名簿を作ります。そして、翌年の候補者名簿に登載された人に、11月ごろ、調査票を送り、欠格事由の有無や辞退の希望について、あらかじめ調査します。およそ4分の1くらいの人が辞退希望を出されるようです。



2 事件ごとにくじ引きで 裁判員候補者が選ばれます。

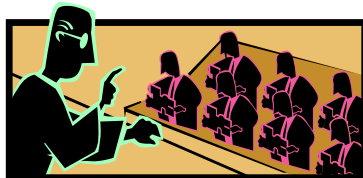
裁判員候補者名簿ができると、それぞれの裁判員裁判対象事件ごとに、くじ引きで裁判員候補者が選ばれ(広島地方裁判所では70名から80名程度)、裁判員選任手続期日のお知らせが送られます。

裁判員選任手続の期日に出席した人は、10名くらいずつのグループで、裁判官・検察官・弁護人と面接をします。このとき発言できるのは裁判長だけで、その内容も限られた事項にとどまります。なお、裁判員候補者から希望があれば個別面接も行われ、個別面接の結果、特別な事情がある場合は、辞退が認められることがあります。

3 検察官や弁護人は、理由を言わずに候補者を除外できます。

そのあと、くじ引きで、裁判員6名と、裁判員が病気になった場合などに交代する補充裁判員数名が決まりますが、その前に、検察官と弁護人は、それぞれ裁判員候補者を、一定の数、理由を言わずにくじ引きの対象から除外することができます(理由なき不選任の請求)。これは、検察官や弁護人の目から見て、不公平な判断をしそうに思える人を除外する手続きです。

検察官や弁護人が、理由を言わずにくじ引きから除外できる人数は、補充裁判員を何人選ぶかで変わります。広島地方裁判所では通常、補充裁判員は2名ですので、法律上、検察官と弁護人は、それぞれ最大5人まで、理由を言わずに裁判員候補者をくじ引きから除外することができます。



しかし、裁判員候補者との面接では、検察官にも弁護人にも裁判員候補者に直接質問する権利が認められていないため、裁判員候補者がそれぞれどのような人なのか、情報を得る機会がほとんどありません。将来は、検察官や弁護人にも裁判員候補者に直接質問させ、その人がどんな人なのかを十分に知ることができるように改めるのが妥当だと思います。(定者吉人)

法律フク★クイズ

1000円の商品について、その代金をすべて1円玉で支払われた場合、売主はその受け取りを拒否できるでしょうか？

- 1 拒否できる
- 2 拒否できない
- 3 20円分は拒否できないが、980円分は拒否できる

正解は次号で発表します。

前号のクイズの正解ですが、検察官や弁護人は、裁判員候補者の中から特定の人を「理由がなくても除外できる」(2番)です。前記記事も参考にしてください。



平成25年5月6月の

講演会等のご案内

●「反貧困ネットワーク広島 総会」

5月12日(日) ①14時～ 総会、
②14時30分～ 井上雅雄弁護士の講演、③15時45分～ 懇親会
いずれも入場無料・予約不要／場所：
広島弁護士会館／主催＆問合せ先：
反貧困ネットワーク広島事務局
TEL:082-227-8181

●「裁判傍聴セミナー」

期間:5月13日～6月28日の平日午
午前中／対象:中学生以上の個人お
よび団体／傍聴希望日の2週間(個
人の場合は1週間)前の申込が必要
で定員あり。詳細はお問い合わせくだ
さい／主催＆問合せ先:広島弁護士
会 TEL:082-228-0230



当事務所の本所の弁護士に相談するには、平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、尾道支所(TEL:0848-21-0045)と大竹支所(TEL:0827-54-1222)を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/> (『広島みらい 事務所』で検索可)

所属弁護士 : (本 所) 二國則昭、定者吉人、見之越常治、半澤茜、深田健介、工藤ゆかり

(尾道支所) 成廣貴子、佐藤邦男 (大竹支所) 丸亀日出和